

戸田市立小中学校の夏季休業期間について

戸田市教育委員会
学務課

やさしいまちに、なりたい。
TODA

戸田市立小中学校　夏季休業期間

＜学校教育法施行令＞（学期及び休業日）
第29条　公立の学校の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が決める。

戸田市立小中学校学校管理規則より

第3条　学校における休業日は次のとおりとする。
(1)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(2)　日曜日及び土曜日
(3)　県民の日を定める条例(昭和46年埼玉県条例第58号)に規定する日
(4)　開校記念日
(5)　春季休業日　4月1日から4月7日まで
(6)　夏季休業日　7月21日から8月24日まで
(7)　冬季休業日　12月25日から翌年1月7日まで
(8)　学年末休業日　3月27日から3月31日まで
(9)　前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め教育委員会の承認を受けた日

戸田市立小中学校　夏季休業期間

戸田市立小中学校　夏季休業日　7月21日から8月24日まで

○2005年（平成17年度）から、夏季休業期間の短縮が段階的に開始となった。（平成17年度・18年度は試行的に実施）

○全国的に授業時数の減少が懸念されていた時期でもあり、戸田市では、2学期制（前期・後期）の導入と合わせ、約1週間短縮することで、25時間～28時間分の授業時数を生み出してきた。

○小学校の２学期制は、平成21年度から本実施となり、現在に至っている。

戸田市立小中学校　夏季休業期間

埼玉県南部地区　13市町及びさいたま市　R8夏季休業期間

【開始日】

７月２１日　13市町及びさいたま市

【終了日】

８月２４日　戸田市

８月２５日　さいたま市※

８月２８日　蕨市・朝霞市・志木市・和光市

８月３１日　川口市・草加市・新座市・上尾市
桶川市・伊奈町・鴻巣市・北本市

◎近年では、令和６年度に、草加市、新座市、上尾市、令和７年度に桶川市、伊奈町が管理規則を見直し、夏季休業期間の終了日を上記のように伸ばしている。

◎さいたま市、鴻巣市、北本市の管理規則にある夏季休業期間は「７月２１日から８月３１日までの間で校長が定めた日」であり、各市の校長会が教育委員会と調整し、決定している。

戸田市立小中学校　夏季休業期間

夏季休業期間が短縮されたことによる「メリット」

児童生徒の安全面及び規則正しい生活習慣の維持

(家庭で) 一人で過ごすことがなくなるとともに、(早く学校が始まることで) 睡眠不足や食生活の偏りを防ぎ、スムーズに学校生活へ復帰しやすくなる。

学習内容の定着と余裕

年間授業時数を確保できることから、週の授業時数を調整できる等、教育活動の余白の創出につながる。

家庭負担 (家事・食事) の軽減

学校が始まり、学校給食が再開されることで、保護者の負担等が軽減される。

学校行事のスケジュール等の弾力化

特定な時期に集中しやすい、林間学校や修学旅行などの学校行事の日程を分散化することができるなど、スケジュール等を弾力化することができる。

戸田市立小中学校　夏季休業期間

夏季休業期間が短縮されたことによるデメリット

暑さの中の登下校

8月下旬は依然として記録的な暑さが続くことが多く、ランドセルを背負って登下校することは、子供にとって負担となる。

夏季休業期間中の休暇取得日数や研修時間の制限

年次休暇等による休暇日や、専門的な研修を受けたり、教材研究を行ったりする時間が制限される。

自主的な探究活動の制限

「自由研究」などの、時間をかけて一つのことに没頭する活動において、期間の短さがモチベーションや質の低下につながる可能性がある。

「非日常」的な体験機会の減少

旅行、キャンプ、親戚との交流など、学校では学べない貴重な体験等、長期的な計画が立てにくくなる。

戸田市立小中学校　夏季休業期間

今後の夏季休業期間の在り方

夏季休業期間の変更については、今後、以下の点を留意しつつ、引き続き検討を進めていく。

◯メリットとデメリットを踏まえ、子供たちによって、よりよい教育環境を整えていくという視点での検討

◯各課との調整
- **余剰時間数の減少に伴う、教育課程における余白時間の創出について**
- **学校給食の開始時期について**
- **夏季休業期間変更に伴う、学童の開設時期について（児童青少年課）**

◯地域の方々、保護者への説明等
- **学校運営協議会への説明・ヒアリング**
- **保護者への説明・ヒアリング**